

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金 No. 4

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

51.12 発行



も く じ

I	中央漁場油濁被害等認定審査会の動き	2
1.	第1回中央審査会	2
2.	第2回中央審査会	4
3.	第3回中央審査会	6
II	51年度漁場油濁被害状況	8
III	漁場油濁による漁業被害に係る申請手続き例	14

I 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

1. 第1回中央審査会

昭和51年4月26日、本年度第1回の中央審査会が開催され、別項の島根県隠岐島地区他8地区における油濁被害額の認定が行われた。

島根県隠岐島（島後）地区及び福井県敦賀半島地区については、流出油の海浜部漂着により岩のりが壊滅的被害を蒙った初のケースで被害規模も大きく、かつ、広範囲であったため前回の山口県小野田地区に引続き同規模の被害を受けた宇部地区のりの養殖業の被害とともに、それぞれ地方審査会が設置され鋭意検討のうえ、その結果が中央審査会へ報告された。

今回の中央審査会では以上の被害のほか、千葉県富浦地区におけるのり養殖業の漁業被害等、その他の地区で行われた防除清掃費用の額の認定及び懸案となっていた香川県引田地区のりの品質低下の問題が検討された。

(1) 油濁被害の概要及び漁場油濁被害の申請状況は、それぞれ別表のとおり。

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協
島根県 隠岐地区	51. 1. 17	隠岐島 北西部海岸	五箇村, 都万村, 都万村西部, 津戸, 蛸木, 黒木, 浦郷漁協
福井県 敦賀地区	51. 1. 15	敦賀半島 立石・白木海岸	敦賀市, 菅浜, 円生漁協
三重県 鈴鹿地区	51. 1. 14	鈴鹿 北長太海岸	北長太漁協
千葉県 富浦地区	51. 1. 22	富浦・岩井海岸	富浦, 岩井漁協
島根県 石西地区	51. 1. 31	三隅・益田海岸	益田, 三隅漁協
島根県 出雲地区	51. 2. 4	大社町・多岐町 海岸	大社町, 北浜, 西浜漁協
山口県 宇部地区	51. 2. 22	宇部市地先	宇部新川, 宇部, 宇部中央, 宇部岬漁協
山口県 長門地区	51. 3. 19	大津郡地先	立石, 津黄, 黄波戸漁協

(2) 漁場油濁被害額の認定

ア. 防除清掃関係

認定案に対し若干の質疑応答，修正のあと別表のとおり認定された。

イ. 漁業被害関係

漁業被害のうち，とくに島根県福井県下における岩のりの被害に議論が集
中，組合共販にのらない漁業の被害額認定の難しさがあった。

主な問題点は次のとおりで審議の結果，一部委員長一任の事項を残したが
最終的に別表のとおり認定された。

なお，香川県下ののり品質低下の問題については，被害事実の確証が得ら
れないことから認定不能とされた。

- (ア) 岩のりの被害数量の把握。
- (イ) 岩のりの販売価格の設定。
- (ウ) 岩のりの生産必要経費の設定。
- (エ) 漁業被害額から控除する防除清掃労務費の算定。
- (オ) 養殖乾のりの共販日別出荷率の算定。
- (カ) のり養殖業の替網導入に伴う生産減の把握。

主な被害内容	申 請		認 定	
	漁 業 被 害	防 除 ・ 清 掃	漁 業 被 害 救 済 金	防 除 ・ 清 掃 助 成 金
岩のりの汚染 防除・清掃	22,816,350	6,394,640	16,376,716	6,363,640
〃	20,514,370	8,649,139	8,010,704	8,649,139
防除・清掃	—	98,750	—	98,750
のり養殖の汚染 防除・清掃	3,317,748	1,554,000	1,797,887	1,414,000
防除・清掃	—	1,329,449	—	1,329,449
〃	—	1,182,330	—	1,182,330
のり養殖の汚染 防除・清掃	44,315,630	2,377,160	41,818,677	2,297,160
防除・清掃	—	1,217,030	—	1,217,030

2. 第2回中央審査会

昭和51年8月31日、第2回中央審査会が開催され沖縄県石垣地区等10件の漁場油濁被害額の認定が行われた。今回の審査会で最も問題とされたのは4月下旬静岡県駿河湾・遠州灘地区において発生したかつお曳縄漁業、しらす船曳網漁業及び地曳網漁業の油濁被害であった。この被害は漁船漁業として初めてのケースで被害漁業種類も多種類にわたり、被害内容が複雑かつ被害額も多額となることから現地に地方審査会が設置され審議検討された。

このほか、漁業被害としては千葉県勝浦地区におけるかつお曳縄漁業の被害、広島県浦島地区におけるあさり廃棄処分があった。その他の案件は漁業被害の発生を防ぐために行った防除措置及び漁業被害発生の恐れがあるため実施した清掃事業の経費の認定であった。

(1) 油濁被害の概要及び油濁被害の申請状況は別表のとおり。

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協
沖縄県 石垣地区	51. 3. 1	石垣島東方海岸	八重山漁協
兵庫県 鹿ノ瀬地区	51. 3. 13	鹿之瀬のり漁場	林崎漁協
沖縄県 宮古地区	51. 3. 31	宮古島北東海岸	平良市漁協
和歌山県 須江地区	51. 4. 12	大島南西海岸	須江漁協
静岡県 駿河湾地区 遠州灘	51. 4. 20	駿河湾 遠州灘沖合	下田市、南伊豆町、松崎町、仁科浜、田子、地頭方、御前崎、福田町、浜名、田子の浦、沼津我入道漁協
千葉県 勝浦地区	51. 4. 22	勝浦沖合	川津、豊浜、勝浦漁協
香川県 小田地区	51. 5. 25	小田湾海岸	小田漁協
広島県 浦島地区	51. 6. 3	海老新田海岸	浦島漁協
三重県 志摩地区	51. 6. 21	石鏡～相差海岸	相差、石鏡、国崎漁協
千葉県 館山地区	51. 7. 20	館山湾内	館山船形漁協

(2) 漁業油濁被害額の認定

審議検討の結果、防除清掃事業関係分についてはほぼ申請どおり別表のように認定された。なお、申請に当っては事業実施の前提となる漁業被害発生の恐れ状況報告が不足気味であるので、もっと具体的にすべきであるとの指摘があった。

漁業被害関係分中の静岡県駿河湾・遠州灘地区のかつお曳縄漁業被害については、次のような問題点があり議論百出したため中央審査会の中に専門委員会を設置し十分煮詰めることになった。静岡県下のその他の漁業被害については若干の認定減があったが、千葉県広島県下のものについては申請どおりで別表のように認定された。

(ア) 業務方法書上の漁業被害としての適否。

(イ) 被害額の算定方式の適否。

(ウ) 被害額算定の基となる対比期間（正常期間）のとり方。

(エ) 油濁以外の要素の勘案。

(オ) 魚価の設定。

主な被害内容	申 請		認 定	
	漁 業 被 害	防 除 ・ 清 掃	漁 業 被 害 救 済 金	防 除 ・ 清 掃 助 成 金
防除・清掃	—	794,500	—	794,500
〃	—	1,770,000	—	1,298,000
〃	—	2,114,500	—	2,114,750
〃	—	92,400	—	92,400
かつお、しらす及び漁具汚染 防除・清掃	18,626,047	2,404,300	(継続審議)	2,404,300
かつお 漁具汚染	1,507,781	—	(〃)	—
防除・清掃	—	72,700	—	72,700
あさりの汚染 防除・清掃	693,450	295,675	(〃)	295,675
防除・清掃	—	2,236,300	—	2,236,300
〃	—	813,650	—	813,650

3. 第3回中央審査会

昭和51年10月29日、第3回中央審査会が開催され、継続審議になっていた静岡県駿河湾・遠州灘地区、高知県足摺地区及び室戸地区の漁業被害等の件の漁場油濁被害額の認定が行われた。

今回の審査会での問題は、懸案となっている静岡県駿河湾・遠州灘地区の漁業被害の検討と初のケースとして発生した高知県足摺地区及び室戸地区における定置網及び蓄養イケスの漁獲物の油濁被害額の検討であった。

その他の案件は廃油ボール等が海浜部に漂着し漁業被害発生の恐れがあるために実施した清掃事業の経費の認定であった。

(1) 油濁被害の概要及び油濁被害の申請状況は別表のとおり。

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協
静岡県 駿河湾地区 遠州灘	51. 4. 20	駿河湾 遠州灘沖合	下田市・南伊豆町・松崎町・仁科浜 ・田子・地頭方・御前崎・福田町・ 浜名・田子の浦・沼津我入道漁協
千葉県 勝浦地区	51. 4. 22	勝浦沖合	川津・豊浜・勝浦漁協
広島県 浦島地区	51. 6. 3	海老・新田海岸	浦島漁協
高知県 足摺地区	51. 7. 6	窪津～以布利海岸	窪津・以布利・中村市漁協
高知県 室戸地区	51. 7. 10	高岡漁協地先	高岡漁協
三重県 志摩地区	51. 7. 16	鳥羽～畔名海岸	和貝浦・菅島・石鏡・国崎・相差・ 国府・甲賀・志島漁協
東京都 新島地区	51. 8. 4	新島海岸	若郷・新島漁協
高知県 須崎地区	51. 8. 9	池ノ浦海岸	池ノ浦漁協
高知県 須崎地区	51. 9. 13	〃	〃
和歌山県 下津地区	51. 9. 14	戸坂海岸	戸坂漁協
東京都 式根島地区	51. 9. 15	式根島海岸	式根島漁協

(2) 漁業油濁被害額の認定

審議検討の結果、防除清掃事業関係分は、とくに問題もなく申請どおり別表のように認定された。

漁業被害関係分中静岡県駿河湾・遠州灘地区のかつお曳縄漁業については、専門委員会で慎重審議された結果に基づき中央審査会としての説明が行われ申請どおりの認定となった。

また、高知県足摺地区及び室戸地区の定置網漁業等の被害についてもほぼ申請どおりとされたが、漁船漁業等の漁獲物の廃棄の被害の場合未必要経費の販売手数料は、今回審議案件も含め今後救済の対象外とすべきである旨の指摘があった。

主な被害内容	申 請		認 定	
	漁業被害	防除・清掃	漁業被害 救済金	防除・ 清掃助成金
かつお、しらす及び漁具汚染 防除・清掃	18,626,047	2,404,300	17,473,388	(認定済)
かつお漁具汚染	1,507,781	—	1,507,781	—
あさりの汚染 防除・清掃	693,450	295,675	693,450	(認定済)
定置網漁獲物の汚染 防除・清掃	5,733,975	1,772,044	5,449,495	1,772,044
定置網漁獲物汚染 防除・清掃	866,860	—	866,860	—
防除・清掃	—	3,634,835	—	3,634,835
〃	—	1,020,020	—	1,020,020
〃	—	110,950	—	110,950
〃	—	163,377	—	163,377
〃	—	353,750	—	353,750
〃	—	374,600	—	374,600

Ⅱ 51年度漁場

№	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害状況
1	和歌山県 須江地区	5 1. 4. 1 2	大島南西海岸	廃油ボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
2	静岡県駿河湾 遠州灘地区	5 1. 4. 2 0	駿河湾・遠州 灘 沖 合	油帯が漂流し，かつお曳縄，しらす船曳，地曳網漁業に被害を与えた。
3	千葉県 勝浦地区	5 1. 4. 2 2	勝浦沖合	油帯が漂流し，かつお曳縄漁具を汚染，被害を与えた。
4	香川県 小田地区	5 1. 5. 2 5	小田湾海岸	流出油が漂流，はまち筏を汚染したため清掃した。
5	広島県 浦島地区	5 1. 6. 3	海老・新田海岸	流出油があさり漁場等を汚染，あさりに被害を与えた。
6	三重県 志摩地区	5 1. 6. 2 1	石鏡～相差海岸	廃油ボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
7	高知県 足摺地区	5 1. 7. 6	窪津～ 以布利海岸	廃油ボールが漂着，定置網漁業等に被害を与えた。
8	高知県 室戸地区	5 1. 7. 1 0	高岡漁協地先	廃油が定置網に流入，被害を与えた。
9	千葉県 館山地区	5 1. 7. 2 0	館山湾	漂流する油を発見，漁業被害の恐れがあり防除した。
10	三重県 志摩地区	5 1. 7. 2 1	鳥羽～畔名海岸	廃油ボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
11	千葉県 富津地区	5 1. 7. 2 2	富津市 下洲海岸	廃油が地曳網の漁場に漂着，被害の恐れがあり，清掃した。
12	東京都 伊豆七島地区	5 1. 8. 4	新島海岸	廃油ボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
13	高知県 須崎地区	5 1. 8. 9	池ノ浦海岸	〃
14	高知県 須崎地区	5 1. 9. 1 3	池ノ浦海岸	〃
15	和歌山県 下津地区	5 1. 9. 1 4	戸坂海岸	漂流する油を発見，漁業被害の恐れがあり，防除・清掃した。
16	東京都 伊豆七島地区	5 1. 9. 1 5	式根島海岸	廃油ボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。

油濁被害状況

51.12.31 現在

漁業被害		防除・清掃		合計	
申請	認定	申請	認定	申請	認定
—	—	92,400	92,400	92,400	92,400
18,626,047	17,473,388	2,404,300	2,404,300	21,030,347	19,877,688
1,507,781	1,507,781	—	—	1,507,781	1,507,781
—	—	72,700	72,700	72,700	72,700
693,450	693,450	295,675	295,675	989,125	989,125
—	—	2,236,300	2,236,300	2,236,300	2,236,300
5,733,975	5,449,495	1,772,044	1,772,044	7,506,019	7,221,539
866,860	866,860	—	—	866,860	866,860
—	—	813,650	813,650	813,650	813,650
—	—	3,634,835	3,634,835	3,634,835	3,634,835
—	—	802,000		802,000	
—	—	1,020,020	1,020,020	1,020,020	1,020,020
—	—	110,950	110,950	110,950	110,950
—	—	163,377	163,377	163,377	163,377
—	—	353,750	353,750	353,750	353,750
—	—	374,600	374,600	374,600	374,600

№	県・地区名	発 生 年 月 日	発 生 場 所	被 害 状 況
17	北海道 大津地区	5 1. 9.2 7	十勝郡浦幌町 厚内オコッペ地先	タール状の廃油が定置網漁場に流入，被害の恐れがあり，清掃した。
18	佐賀県 玄海地区	5 1.1 0. 8	姫 島 沖 合	漂流するスラッジを発見，漁業被害の恐れがあり，防除した。
19	長崎県 対馬地区	5 1.1 0.1 0	美津島町 東海漁協地先	廃油ボールが漂着，根付漁業に被害の恐れがあり，清掃した。
20	宮城県 七ヶ浜地区	5 1.1 0.1 4	七ヶ浜町 要害漁協地先	のり漁場と船溜に重油が漂着，被害の恐れがあり，防除・清掃した。
21	岡山県 下津井地区	5 1.1 0.1 5	倉敷市 下津井地先	のり種付漁場にビルジが流入，のり網を汚染したため，清掃した。
22	沖縄県 糸満地区	5 1.1 0.2 6	糸満漁協地先 大渡海岸	廃油ボールが海岸一面に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
23	長崎県 対島地区	5 1.1 0.2 7	西部漁協地先	廃油ボールが海岸に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
24	東京都 神津島地区	5 1.1 0.2 9	前浜海岸一帯	廃油ボールが大量に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
25	宮崎県 宮崎市地区	5 1.1 0.3 0	宮崎市港内外	流出油が漂着，直ちに防除したが船曳網に被害を与えた。
26	千葉県 木更津地区	5 1.1 1.1 0	牛込漁協地先	油帯がのり漁場に漂着，被害の恐れがあり，直ちに防除した。
27	高知県 室戸地区	5 1.1 1.1 1	室戸市高岡， 三津，椎名地先	廃油ボールが海岸に漂着，定置網等に被害の恐れがあり，清掃した。
28	高知県 土佐清水地区	5 1.1 1.1 3	土佐清水市 窪津地先	〃
29	岡山県 大飛島地区	5 1.1 1.1 4	神 島 地 先	油帯がのり漁場に漂流，被害の恐れがあり，直ちに防除した。
30	広島県 走島地区	5 1.1 1.1 9	走島漁協地先	〃
31	東京都 三宅島地区	5 1.1 1.2 6	三宅島海岸	廃油ボールが大量に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
32	沖縄県 糸満地区	5 1.1 1.2 7	糸 満 地 先	廃油ボールが海岸一面に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。

漁業被害		防除・清掃		合計	
申請	認定	申請	認定	申請	認定
—	—	160,000		160,000	
—	—	325,000		325,000	
(調査中)		(調査中)			
—	—	2,174,400		2,174,400	
(調査中)		(調査中)			
—	—	489,505		489,505	
(調査中)		(調査中)			
〃		〃			
〃		〃			
—	—	281,820		281,820	
(調査中)		(調査中)			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			

油濁基金だより

№	県・地区名	発 生 年 月 日	発 生 場 所	被 害 状 況
33	沖縄県 本部地区	5 1.1 1.2 8	本 部 地 先	廃油ボールが海岸一面に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
34	鹿児島県 種子島地区	5 1.1 2. 2	種 子 島 海 岸	〃
35	岡山県 大飛島地区	5 1.1 2. 2	神 島 地 先	〃
36	和歌山県 雑賀崎地区	5 1.1 2. 2	有 田 川 沖 合	廃油が漂流，漁業被害の恐れがあり，直ちに防除した。
37	鹿児島県 奄美大島地区	5 1.1 2. 3	宇 検 漁 協 地 先	廃油ボールが海岸一面に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
38	沖縄県 宮古島地区	5 1.1 2. 8	池 間 地 先	〃
39	千葉県 木更津地区	5 1.1 2.1 4	牛 込 漁 協 地 先	流出油がのり漁場に流入，のり養殖業に被害を与えた。
40	愛媛県 魚島地区	5 1.1 2.1 6	高 井 神 島 地 先	〃
41	鹿児島県 徳之島地区	5 1.1 2.1 6	徳 之 島 漁 協 地 先	廃油ボールが海岸一面に漂着，漁業被害の恐れがあり，清掃した。
42	愛知県 常滑地区	5 1.1 2.2 2	鬼 崎 漁 協 地 先	流出油がのり漁場に流入，のり養殖業に被害を与えた。
43	千葉県 富津地区	5 1.1 2.3 0	富 津 市 地 先	〃

漁業被害		防除・清掃		合計	
申請	認定	申請	認定	申請	認定
(調査中)		(調査中)			
//		//			
//		//			
//		//			
//		//			
//		//			
//		//			
//		//			
//		//			
//		//			
//		//			

Ⅲ 漁場油濁による漁業被害に係る申請手続き例

一油濁による漁業被害（原因者不明）が突発したら一

油濁による漁業被害には漁獲物や漁具等の汚染，休漁や漁場の変更等による収入の減収等があります。

とくに，のり養殖業は油汚染のためすべてを廃棄処分にしたり，それほどでなくとも，わずかな油膜でも乾のりに油臭をとまなえば商品価値が全くなくなるようなことをもあり，その被害は多種多様で額も多額になります。

朝，漁場に行ったら知らないうちに黒々としたのりが油をかぶっているような場合がありますが，そのような時は直ちに漁協を通しもよりの海上保安部・署，県庁水産課，水試，県漁連等に通報して下さい。

被害を最少限にするには，早期に関係者による対策会議を開き防除作業を実施することです。同時に生産継続のための最善の方策を考えなければなりません。不幸にして漁業被害が発生したら当基金の救済の対象になります。

一申請手続きは，次のとおりです一

漁業被害が発生したら正確な被害事実を把握することです。そのためには，行政・試験研究機関等の指導のもとに厳密な現地調査をする必要があります。

漁業被害額が一件につき50万円以上になる場合には，申請手続きをして救済金の支給をうけられます。ここでは，のり養殖業の被害を例にして以下その手続きについて参考までに記します。

作成する書類は，次のとおりです。

1. 油濁被害発生の概要を記した「漁場油濁発生報告書」（例1）
2. 漁業被害の救済金の支給等に関する「漁場油濁被害申請書」（例2）
3. 被害漁業者の氏名及び金額等を記した「被害漁業者名簿及び作業従事者名簿」（例3）
4. 申請書の裏付けとなる「漁業被害明細表」（例4）

例 1

様式第 1

漁場油濁発生報告書

昭和〇年〇月〇日

財団法人漁場油濁被害救済基金

理事長 及川孝平 殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

組合名 〇〇漁業協同組合

組合長 〇 〇 〇 〇 〇

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次の通り報告します。

	油濁発生日時 昭和〇年〇月〇日午前〇時	発生場所 〇〇市 〇〇〇地先		
漁場油濁の状況	〇月〇日早朝、組合員がのり漁場に行ったところ、巾〇〇m、長さ〇〇mの〇重油と思われる油帯を漁場内に発見した。直ちに役員が現場調査したところ、のり漁場のろが被油し、オヨ回目の摘採直前ののり網と支柱、アバ、ロープ等に油が付着していた。〇日油膜はうすくなったものの、のり生産物は廃棄処分せざるを得ない状態であった。			
応内急措置の容	〇月〇日、〇〇海上保安部に通報するとともに、県庁水産課、県漁連に連絡し現地を調査した。漁協で役員会等を開催、対策を協議した結果、〇月〇日より組合員を動員して油の回収、のり生産物の刈りとり及び清掃作業をすることになった。			
漁業被害	漁業種類	被害内容	被害漁業者数	予想被害金額
	のり養殖業	油の回収	××人	××,×××円
		のり生産物の廃棄	××人	××,×××円
		支柱、アバ、ロープ等の清掃	××人	××,×××円

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和〇年〇月〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇

〇〇県漁業協同組合連合会 〇

様式第 2

漁 場 油 濁 被 害 申 請 書

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

財団法人漁場油濁被害救済基金
理事長 及 川 孝 平 殿

(申請人)

住 所 ○○県○○市○○
組 合 名 ○○ 漁業協同組合
組 合 長 ○ ○ ○ ○ 印

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金並びに防除費及び清掃費の助成の支給について、次の通り申請します。

救 済 金 22,183,500 円
防 除 費 1,890,200 円
清 掃 費 628,400 円

漁場油濁被害状況と応急措置	① 油濁発生日時及び場所 日時 昭和○年○月○日 午前○時 場所 ○○市○○○地先								
	② 原因者の究明 ○月○日 ○○海上保安部、県水産課、県漁連等に通報し調査を依頼した。○○海上保安部で油のサンプルを採取し分析する等原因者を究明しているが、現在のところ、判明していない。 ③ 被害状況と応急措置 のり養殖場にて○○㎡、長さ○○㎡のC重油の油帯が流入し、のり養殖場のろが被油し、汚染したのり生産物を廃棄処分せざるを得なくなった。○月○日、油の回収作業を実施。○月○日より○日間の組合員を動員してのり生産物の刈りとり養殖施設の清掃を実施した。								
漁業被害	漁業種類	被害内容(休漁、汚染、死亡、損壊等)		被害漁業者数	単 価	数量(日数)	金 額		
	のり養殖業	のり生産物の廃棄		80人		2,500 <small>円</small>	22,183,500		
被害	計								
	労 務 費		資 材 費		そ の 他				
等	人員	単価	日数	金額	資材名	単価	数量	金額	
	男 80人	550 <small>円</small>	1	352,000 <small>円</small>	浮網	40 <small>円</small>	130 <small>枚</small>	5,200 <small>円</small>	漁船用船費 80隻 × 12,000 <small>円</small> = 960,000 <small>円</small>
女 50人	400 <small>円</small>	1	160,000 <small>円</small>	吸着式灯油	240 <small>円</small>	260 <small>リットル</small>	62,400 <small>円</small>		
内	計	130		512,000 <small>円</small>			418,200 <small>円</small>	960,000 <small>円</small>	
	男 130人	550 <small>円</small>	2	374,000 <small>円</small>	ウエス	20 <small>円</small>	320 <small>リットル</small>	6,400 <small>円</small>	漁船燃油代 160隻 × 750 <small>円</small> = 120,000 <small>円</small>
女 60人	400 <small>円</small>	2	128,000 <small>円</small>						
釈	計	190		502,000 <small>円</small>			6,400 <small>円</small>	120,000 <small>円</small>	

上記について、事実と相違ないことを確認する。

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所 ○○県○○市○○○

○○ 県漁業協同組合連合会 印

(注) 理事長の定める別添資料(損害明細表)を併せて提出すること。

例 3

1. 被害漁業者名簿

番 号	氏 名	被 害 区 分	数 量	金 額
1		のり生産物の廃棄		
2				
3				
~~~~~				
合 計				

## 2. 作業従事者名簿

(防除・清掃の場合の例)

番 号	作 業 日	氏 名	作 業 時 間	金 額
1				
2				
3				
~~~~~				
15				
16				
合 計				

- 注 1. 防除・清掃の作業従事者のうち、組合常勤役職員は、助成の対象には
ならないので含めないこと。
2. 作業従事者が、被害漁業者と同一人の場合は、氏名の頭に○印を付す
ること。

漁業被害明細表

I 漁業被害の状況

1. 油濁の状況

(1) 発見時(日時, 分布図, 潮流, 風向等)

ア. 発見日時 昭和〇〇年〇月〇日 午前〇時

イ. 発見場所 〇〇市〇〇地先

ウ. 海況, 気象状況

風向 北西

風力 微風

潮流 干潮流 東(〇時)

(2) 経過(日別の油の動きと被害の発生状況)

ア. 油の動き 〇日〇時 中〇m, 長さ〇m, 厚さ〇cmの黒色のC重油と思われる濃度5(暗褐色の油層)の油帯がのり漁場の3/5をおおっていた。

〇日〇時 潮流, 風力によって油膜はみんななくなったが支柱, ロープ, アバ等に油が付着していた。

イ. 被害の発生 油の付着したのり生産物の一部は脱落 流失し, 残ったものも商品価値を失った。

のり網は漁場復旧後 そのまま養殖継続可能であった。

ウ. 防除・清掃事業

(この例では, 防除・清掃事業を伴っているため, その作業状況を以下の要領で記述すること。)

(ア) 防除措置 〇月〇日 午前〇時から午後〇時まで 組合員 男80人 女50人がチャーター船に分乗し, ムシロ, 吸着材を使用して漁場へ流入した油の回収に努めた。

(イ) のり生産物の撤収作業 〇月〇日 午前〇時から午後〇時まで 組合員 男80人 女40人がそれぞれ自己所有船を使用して個別にのり生産物を刈りとり陸揚げし, 〇〇〇に廃棄処分した。

(ウ) 養殖施設の清掃作業 〇月〇日 午前〇時から午後〇時まで 組合員 男50人 女20人がそれぞれ自己所有船を使用し 個別にウエスご支柱, ロープ, アバ等を清掃した。

(エ) 油の排除分量 回収した油の量は約〇トンであった。

- (イ) 排除油の処置 回収油は回収資材と共に海岸で灯油をかけ焼却した。
- (ロ) 油の排除地域 別図参照
- (ハ) 作業完了時の状況
 - a. 使用資材の処置
油が付着したため焼却等廃棄処分した。
 - b. 作業後の状況
 - (a) 油の回収により漁業被害を最少限にとどめえた。
 - (b) 養殖施設は操業継続に支障ない程度に復旧した。

2. 被害漁業の漁場図

(区画漁業権漁業の場合には、個人別行使図を添付し被害区域、規模を記入する)

- (1) 漁業者数 150名
- (2) のり養殖さく数 15,000さく
- (3) のり生産物の撤収さく数 2,500さく
- (4) 被害漁場 区画漁業権オ○○○号

(漁場図に油の動き、範囲、潮流、風向等も記入して被害の状況が図で明らかになるようにすること。)

3. 復旧までにとった処置

(海上保安部・署等への通報、対策打合会議、対策事項、組合員への指示等)

- (1) 通 報 ○日○時 漁協を通じ ○○海上保安部、県庁水産課、水試及び県漁連に連絡
- (2) 対策打合会議 ○日 組合役員が現場調査 その後役員会を開催。
○日 県庁水産課・水試及び県漁連と打合会を開催。
- (3) 対策事項
 - ア. 油の回収作業
 - イ. 汚染のり網、生産物の処置
 - ウ. 汚染養殖施設の清掃作業
 - エ. 今後の生産対策
- (4) 組合員への指示
 - ア. ムシロ、吸着材による油の回収
 - イ. 汚染のり生産物の撤収
 - ウ. 支柱、ロープ、アバ等の清掃

注 おゝむね上記の要領により出来るだけ詳細に被害の状況を記述すること。

II 漁業被害額

のり養殖業の被害

生産物の廃棄

従事 組合 員数	被害 組合 員数	養殖 さく 数	被害 養殖 さく 数 ^④	被害 期間 年月日 ～ 年月日	無被害漁場の被害期間 1さく当り生産枚数		当該漁場の被害期間1 さく当り見込生産枚数		被害生 産枚数 ^⑦ ④×⑤	乾のり1枚当り		被害額 ^① ⑥× (⑧-⑨)	防除・清掃 助成申請		備考	
					最近3年間 平均 ^⑧	当該年 ^⑩	最近3年間 平均 ^⑧	当該年 ^⑩ ⑩×⑪ ⑫		通常 価格 ^⑬	生産必 要経費 ^⑭		人数	金額		
																①
支柱式	150	50	10,000	2,000	〇月〇日 ～ 〇月〇日	400	500	550	687.5	1,718,750	15	1.8	22,687,500	80	504,000	
浮流式		30	5,000	500												
計																

- 注 ① 最近年3年間とは、最近年5年間のうち最高最低の年を除いた3年間とすること。
 ② 被害期間の生産枚数は、共販日ごとの出荷枚数の合計とすること。
 ③ 被害期間は、被害発生日からのりの成育が被害発生時の状況に復するまでの期間又は養殖終了までの期間とすること。
 ④ 乾のり1枚当りの通常価格は、当該漁場又は近傍類似漁場で被害発生時に汚染されなかったもの（「無被害漁場」という。）の平均共販価格を基準とすること。
 ⑤ 1さくの単位は、長さ10間巾4尺をもって1さくとすること。
 ⑥ 防除、清掃事業に従事し、その費用の助成につき申請する場合は、防除清掃助成申請欄に申請の人数及び金額を記入すること。
 ⑦ 緊急処分とは、油濁被害の恐れがある場合で、早期に処分することをいう。
 ⑧ この表の作成に使用した算出基礎等資料を添付すること。



被油したのり網

Ⅲ 防除・清掃事業に要した経費

(1) 資材費

月日	区分	品名	数量 ①	単価 ②	購入金額又は 賃借料③ ①×②	残存価格 ④	金額⑤ (③-④)	備考
〇〇	購入	手袋	130	40	5,200		5,200	
	賃借							
〇〇	購入	灯油	700 ^ℓ	30	21,000		21,000	
	"	ムシロ	100 ^枚	80	8,000		8,000	
〇〇	"	吸着材	1,600	240	384,000		384,000	
	"	ワイス	20	320	6,400		6,400	
	計				424,600		424,600	

注① 品名はオイルフェンス、油処理剤、オイルマット、わら、むしろ、かます、手袋等の別に記入すること。

② 購入したもので、残存価格のあるものは、その評価額を差し引いた金額を⑤欄に記入すること。

③ 資材を購入又は賃借した場合は領収書の写しを添付すること。

(2) 作業費

漁船用船費及び人件費

月日	区分	作業区分	漁 船			労 務			合計額 (④+⑤)	備考
			隻数	単価	金額④	人員	単価	金額⑤		
〇月〇日		油の回収	80	12,000	960,000	男 80 女 50	550円 400円	352,000 160,000	1472,000	
〇月〇日		のり生産物の 撤収	80	750 (燃油代)	60,000	男 80 女 40	550円 400円	264,000 96,000	420,000	作業時間 6時間
〇月〇日		養殖施設 の清掃	80	750 (燃油代)	60,000	男 50 女 30	550円 400円	110,000 32,000	202,000	作業時間 4時間
	計		240		1,080,000	男 210 女 110		1,014,000	2,094,000	

注① 作業区分は、オイルフェンス展張、油処理剤散布、吸着材の投入・回収、油の汲み取り等の別に記入すること。

② 漁船の使用を伴わない作業の場合は、労務の欄にのみ記入すること。

③ 作業時間が1日(8時間)に満たない場合は、当該時間を備考欄に記入すること。

④ 他の漁業協同組合所属船及び当該組員(又は当該組員資格を有する者)の場合は表を別にして記入すること。